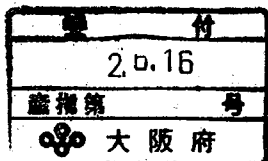


(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和2年6月16日

大阪府知事 殿



提出者
住 所 大阪府松原市立部5丁目8番8号
氏 名 株式会社 大野

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-333-5711

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 大野
事業場の所在地	大阪府松原市立部5丁目8番8号
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	7億8千100万円
③従業員数	18人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事がれき類（コンクリート塊・アスファルトガラ）→再生利用業者に搬入し再生砕石として資源化する。管理型混合廃棄物はなるべく優良業者に搬入する。石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらない様にして優良業者に搬入する。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 代表取締役→工務部→産業廃棄物担当課

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	コンクリートガラ
	排 出 量	262.45 t	2577.49 t
	(これまでに実施した取組) 現場で細かく分別して、成るべく、再生利用業者及び優良業者への搬入。石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらない様にしっかり分別し、出来る限り優良業者へ搬入する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	コンクリートガラ
	排 出 量	200 t	2000 t
	(これまでに実施した取組) 現場で細かく分別して、成るべく、再生利用業者及び優良業者への搬入。石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらない様にしっかり分別し、出来る限り優良業者へ搬入する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場で細かく分別して成るべく、優良業者、再生業者に搬入する。石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらない様に分別して、出来る限り優良業者に持っていく。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場から出た廃棄物はその場で細かく分別してトラックに積みシートで覆い、各処分場に搬入する。その時出来るだけ優良業者に持っていく。石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらない様きっちりと分別する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

がれき	アスファルトがら	廃プラスチック	ガラスくず	石膏ボード
131.59 t	70 t	2 t	149.83 t	10.56 t

②計画

がれき	アスファルトがら	廃プラスチック	ガラスくず	石膏ボード
100 t	50 t	1 t	120 t	5 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

ALC	蛍光灯	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
46.43 t	0.01 t	163.84	35.43 t

②計画

ALC	蛍光灯	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
35 t	0.01 t	130	30 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	木くず コンクリートガラ
	全処理委託量	262.45 t 2577.49 t
	優良認定処理業者への処理委託量	256.92 t 12 t
	再生利用業者への処理委託量	262.45 t 2577.49 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	t t
	(これまでに実施した取組) 木くず・がれき類は再生業者へ持って行き、その他の品目も成るべく優良業者への搬入を心がけています	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t	t

②計画

②計画

t	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

がれき	アスファルトがら	廃プラスチック	ガラスくず	石膏ボード
131.59 t	70 t	2 t	149.83 t	10.56 t
23.84 t	t	t	105.13 t	4.11 t
131.59 t	70 t	2 t	149.63 t	6.45 t
t	t	t	t	t
t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

ALC	蛍光灯	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
46.43 t	0.01 t	163.84 t	35.43 t
46.43 t	0.01 t	122.37 t	16.43 t
46.43 t	0.01 t	0 t	t
t	t	22.1 t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	コンクリートガラ
	全処理委託量	200 t	2000 t
	優良認定処理業者への処理委託量	200 t	500 t
	再生利用業者への処理委託量	200 t	2000 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
現場で分別した産業廃棄物は極力再生利用業者・優良業者への搬入をする様に取り組みます。			
※事務処理欄			

②計画

がれき	アスファルトガラ	廃プラスチック	ガラスくず	石膏ボード
100 t	50 t	1 t	120 t	5 t
70 t	t	1 t	120 t	5 t
100 t	50 t	1 t	120 t	5 t
t	t	t	t	t
t	t	t	t	t

②計画

ALC	蛍光灯	管理型混合廃棄物	石綿含有産業廃棄物
35 t	0.01 t	130 t	30 t
35 t	0.01 t	130 t	30 t
35 t	0.01 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。